

規制シート(様式)

170195102490003

平成31年1月31日

規制の名称	使用権設定	所管府省	農林水産省
根拠法令等	森林法(昭和26年法律第249号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	林野庁森林整備部整備課長 矢野彰宏
規制目的	森林施業が、単に私経済上の行為にとどまらず、適切な森林の整備や、林産物の供給という国民経済的観点からも有益な行為で、公益的な性格を有するものであり、木材等の搬出又は林道等の設備のために他人の土地を使用する必要があることから、都道府県知事の裁定の上で森林施業を行う者が他人の土地を使用できる規定を設定。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・使用権を設定しようとする者は、都道府県知事の認可を受けて、土地の所有者その他の権利者に協議を求めることができる。 また、協議が整わないとき又は協議をすることができないときは、都道府県知事の裁定を求めることができる。 ・土地の使用が長期にわたるとき又は使用によって土地の形質が変更されるときには、土地の所有者は、使用権者に対し収用を求めることができる。 ・土地の使用又は収用によって土地の所有者等が受ける損失は、土地を使用し、又は収用する者が補償しなければならない。 	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	森林所有者が不確知等の事情により、意見聴取が行えない場合にも対応可能な手続きに改正(平成23年法律第20号)	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	森林施業が、単に私経済上の行為にとどまらず、適切な森林の整備や、林産物の供給という国民経済的観点からも有益な行為で、公益的な性格を有するものであり、木材等の搬出又は林道等の設備のために他人の土地を使用する必要がある場合への対応として、本規制を維持する。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)			
見直し条項	附則(平成28年5月20日法律第44号)第16条		
次の見直し時期	2022年度		